

## 指導要綱技術基準 <工事完了後の土地利用が農地の場合>

佐世保市土砂埋立て等に関する指導要綱第10条に基づく技術基準（工事完了後の土地利用が農地の場合）を下記のとおり定める。なお、本技術基準に示されていない事項については、必要に応じて土地改良事業計画設計基準を準用すること。

### I 盛土

#### 1 盛土の設計

- (1) 設計に際しては、地形・地質及び周囲の状況を考慮するとともに、特に、盛土の安全性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤及び地下水位の状況について、入念に調査して、基礎地盤の安定性について検討すること。

#### 2 盛土法面の勾配

- (1) 盛土法面の勾配は、法高、盛土材料の種類等に応じて盛土の標準法面勾配表のとおりとする。なお、次のような場合には、盛土法面の安全性の検討を十分に行った上で勾配を決定すること。
- 1) 法高が特に大きい場合
  - 2) 盛土が地山からの湧水の影響を受けやすい場合
  - 3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
  - 4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
  - 5) 腹付け盛土となる場合

盛土の標準法面勾配

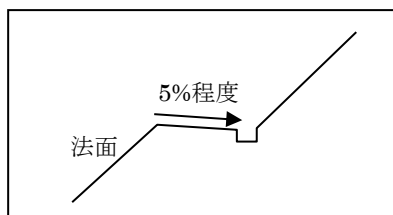
盛土材料	盛土高 (m)	勾配	摘要
粒度のよい砂、礫及び細粒分混じり礫	5m 以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。  標準法面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5 ~ 15m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
粒度の悪い砂	10m 以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
岩塊（ずりを含む）	10m 以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10 ~ 20m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土	5m 以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	5 ~ 10m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
火山灰質粘性土	5m 以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

#### 3 盛土法面形状

- (1) 法面の形状は、法面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状を決定すること。
- (2) 法面の勾配を土質に応じて変化させる場合は、原則として上段の法面はその下段の法面よりも勾配を緩くするものとし、法面勾配の変化点には、小段を設けること。
- (3) 小段法尻側には、排水施設を設置するとともに、その施設が土砂等により埋まらないように措

置すること。

図1 小段排水



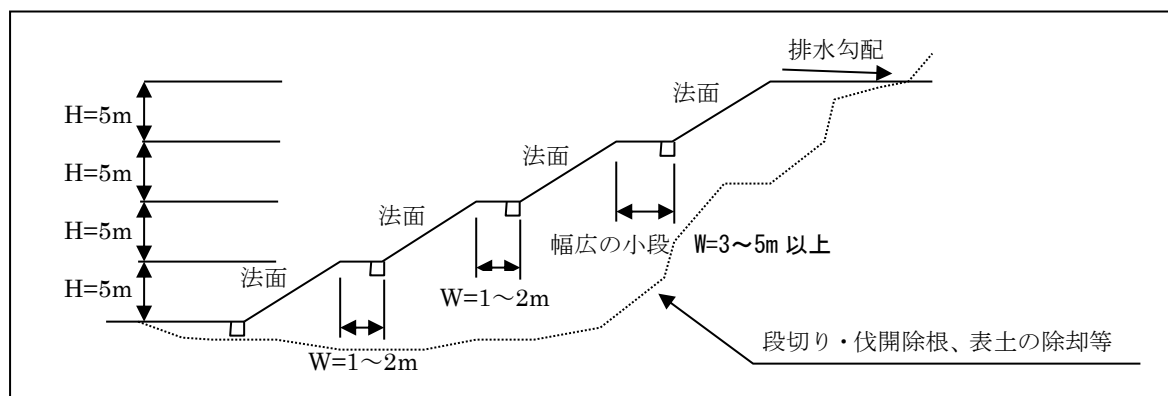
#### 4 小段

- (1) 盛土法面では、法高 5m 程度ごとに幅 1~2m の小段を設けること。
- (2) 全体の盛土の最高高さが 15m を超える場合は、高さ 15m ごとに 3m~5m 以上の幅広の小段を設けること。

#### 5 盛土の施工

- (1) 原地盤に草木等がある場合は、すべて伐除根及び除草を行うこと。
- (2) 著しく傾斜している地盤上に盛土を行う場合は、盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分に除却するとともに、原則として段切りを行うこと。
- (3) 盛土を行う時は、状況に応じて有孔暗渠等を設置し、地下水の排水に努めること。
- (4) 盛土を行う場合は、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね 30 cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

図2 盛土法面・小段のイメージ図



## II 法面

### 1 法面の保護

- (1) 盛土に伴って生じる崖面を擁壁で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化するのを抑制するために、法面緑化工又は構造物による法面保護工で崖面を保護すること。  
※崖面：法面勾配が 30° を超えるものをいう。

### Ⅲ 擁壁

#### 1 崖面の保護

- (1) 盛土に伴い生じる崖面において、その土質に応じて安定とされる勾配を超える崖面が生じた場合は、崖面の崩落を防ぐために、原則としてその崖面を擁壁で覆うこと。
- (2) 崖面に設置する擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造（コンクリートブロック積み等）とすること。

### Ⅳ 用排水路の整備基準

#### 1 水路の整備

- (1) 放流先水路又は埋立地に隣接する水路が未整備の場合は、原則として流域等を勘案のうえ埋立による影響が及ぶ範囲まで整備すること。  
しかし、その対策にあたる場合、現況河川の状況から多額の改修費用が生じる等、改修が困難である場合が多いので、下流河川に対する洪水負担の軽減を図るため、調整池（沈砂池）の設置も可能である。
- (2) 埋立地の周辺の溜池及び水路等の安全のため関係管理者と協議すること。
- (3) 現況排水先以外の水路へ放流する場合は、その水路の排水能力、水質等を勘案し、下流に及ぼす影響を検討のうえ、必要な措置を講じること。
- (4) 埋立地周辺の農地の用水排水の処置については、関係権利者と協議のうえ、施工者の責任で必要な処置を講じること。
- (5) 放流先水路が、ゴミ、土砂等により流水阻害されている場合は、影響範囲まで施工者により浚渫等の措置を講じること。

#### 2 関係権利者との協議

排水放流先の管理者又は権利者等に埋立てによる排水の影響を詳細に説明し、放流について協議して承諾を得ること。

- (1) 公共団体管理の場合は注水許可をうけること。
- (2) 個人所有又は管理している場合は承諾書をもらうこと。

#### 3 水路改修施設基準

普通河川等設計・管理基準によるものとする。

#### 4 施工基準

- (1) 工事に当たっては、原則として、国有財産用途廃止（水路付替）申請を行い、国有財産付替承認を得たうえ、施行すること。
- (2) 事業者等は、施工に関する一切の責任を負うものとする

## V 防災施設

### 1 沈砂池等

- (1) 放流先の排水能力に応じて必要がある場合及び工事に伴い区域外下流域に土砂等の流出の恐れがある場合は、区域内の適地に流出防止のため、沈砂池等を設置すること。なお、調整池と併用する場合は、この限りでない。
- (2) 沈砂池等は、有効に土砂を沈殿させる規模及び構造とすること。
- (3) 沈砂池等の施工は、本工事着手に先立ち行うこと。